

# 乳業再編全国ビジョン

平成22年9月改正

## 乳業再編全国協議会

### 構成団体

社団法人 中央酪農会議  
全国農業協同組合連合会  
全国酪農業協同組合連合会  
社団法人 全国農協乳業協会  
社団法人 日本酪農乳業協会  
全国乳業協同組合連合会  
社団法人 日本乳業協会

## 目次

はじめに .....	2
第1 酪肉近代化基本方針の趣旨 .....	3
第2 乳業の再編・合理化についての基本的考え方 .....	4
1. 再編・合理化の必要性と取組みの方向 .....	4
2. 乳業者の連携による合理化の推進 .....	5
3. 乳業工場の集約化による生産性の向上 .....	6
4. 牛乳・乳製品の安全性の確保 .....	7
第3 飲用牛乳工場における合理化 .....	7
1. 飲用牛乳工場を巡る現状 .....	7
2. 飲用牛乳工場の再編方策 .....	8
3. 飲用牛乳工場の整備に当たり考慮すべき事項 .....	9
4. 流通及びマーケティングへの対応 .....	9
第4 乳製品工場における合理化 .....	10
1. 乳製品工場を巡る現状 .....	10
2. 再編・合理化に当たり考慮すべき事項 .....	10
第5 乳業の再編・合理化を進めるに当たって .....	11
1. 国の支援策の有効活用 .....	11
2. 行政の指導 .....	11
3. 乳業の再編・合理化の目標とする期間 .....	11
第6 乳業再編全国協議会の役割 .....	11
(参考) 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(抜粋) .....	12

## はじめに

近年、乳業を取り巻く環境は大きく変動しており、飼料価格高騰等による乳価の大幅な改定に伴う小売価格の引き上げ、競合他飲料との競争、少子化や長引く景気低迷の影響などにより、牛乳の消費は減少基調が続いており、飲用牛乳市場はこの10年間で約2割縮小しているなど、一段と厳しくなっている。

このように乳業経営の環境が悪化している中、乳業者が新たな設備投資を行うことが困難な状況になっていることから、設備更新もままならず、老朽化した設備で運営している場合もあり、将来にわたって安全な牛乳・乳製品を供給することに対し不安な面が出てきている。

こうした状況のもとで、我が国酪農・乳業の維持・発展を図っていくためには、乳業施設を再編整備等することにより処理・加工・流通部門の合理化を図り、コスト削減を実施して経営を強化するとともに、衛生管理の向上により消費者ニーズに応えるため良質で安全な牛乳・乳製品を適正な価格で供給していくことが、今後益々必要となってくる。

このため、乳業再編全国協議会は、更なる乳業の再編・合理化を進めるに当たり、平成22年7月に策定された新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即し、平成32年度を目標とした乳業再編全国ビジョンを策定するとともに、諸課題の検討及び乳業・酪農関係団体等に対する普及・啓発・指導等を推進するものとする。

平成22年9月

乳業再編全国協議会

# 乳業再編全国ビジョン

制定	平成 8 年 8 月 13 日
改正	平成 12 年 11 月 17 日
改正	平成 13 年 12 月 3 日
改正	平成 14 年 12 月 25 日
改正	平成 15 年 12 月 26 日
改正	平成 17 年 6 月 10 日
改正	平成 22 年 9 月 30 日

## 第 1 酪肉近代化基本方針の趣旨

農林水産省は、平成 32 年度を目標年度とする新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（以下「酪肉近代化基本方針」という。）を平成 22 年 7 月に公表した。

この中で、乳業工場の再編・合理化は、酪農経営の安定や、安全で消費者の信頼が確保された国産牛乳・乳製品の安定供給につながることから、酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態に対応した流通体制の構築に配慮しつつ、稼働率の低い乳業工場の廃止・再編統合を計画的に進め、近代的な施設による効率的な生産活動を行う乳業者を育成する必要があるとしている。さらに、牛乳・乳製品の製造過程に起因する食品事故を未然に防止することは、消費者に対して安全性に対する信頼感を与えるだけでなく、乳業者の経営安定にも資することから、飲用牛乳工場及び脱脂粉乳の製造を行う乳業工場について、H A C C P（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に定める総合衛生管理製造過程をいう。以下同じ。）手法の普及目標を設定し、その目標に向け H A C C P 手法を導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業工場の整備を継続的に推進するものとしている。

乳業合理化目標の内容は以下の通りである。

- (1) 乳業の合理化及び経営体質の一層の強化については、一定規模（1 日当たり生乳処理量 2 トン）以上の乳業工場における牛乳・乳製品に係る平均的な製造販売コストの低減を図っていく必要があるとし、乳業工場の規模拡大、稼働率の向上等により、10 年後において、飲用牛乳の製造販売コストは現状の 8 割程度の水準を、また、原料用バター及び脱脂粉乳は同様に現状の 8 割程度の水準を達成する目標を設定している。
- (2) 乳業工場については、地域の実情に応じ、生乳生産及び経済の事情が

比較的類似する地域ブロック単位ごとに再編整備を推進することとし、乳業工場のうち飲用牛乳を製造する工場数は現状の8割程度、乳製品の製造を主体とする工場数は現状の8～9割程度とすることにより、トータルとして現状の8割程度とする目標を設定している。

(3) 近年における品質の向上や食品の安全性に対する消費者のニーズに対応するとともに、乳業の発展基盤を構築するため、牛乳・乳製品の製造過程においてHACCP手法の導入に各乳業者が一層積極的に取り組むこととし、一定規模（1日当たり生乳処理量2トン）以上の飲用牛乳工場に占めるHACCP対応工場数の割合を10年後に、現状(平成19年度)の65%を9割以上とする目標を設定している。また、一定規模（1日当たり生乳処理量20トン）以上の脱脂粉乳を製造する乳業工場においても、10年後に、HACCP対応工場数の割合を8割以上とする目標を設定している。

(4) 生産者側においては、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備を促すとともに、指定生乳生産者団体による貯乳施設の再編整備等により、生乳流通の合理化を進めるとともに、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約・一元化を進めるなど、指定生乳生産者団体の一層の機能強化を図ることが重要であり、こうした取組みにより、生産者から乳業工場までの集送乳の更なる合理化を推進することとし、指定生乳生産者団体における集送乳等経費を10年後に、現状の7～9割とする目標を設定している。

## 第2 乳業の再編・合理化についての基本的考え方

### 1 再編・合理化の必要性と取組みの方向

乳業、中でも中小乳業を巡る経営環境は一段と厳しく、特に現在抱えている問題としては、①飲用牛乳市場縮小の影響による稼働率の低下から、コスト削減ができず収益性が低いこと、②施設・設備等が老朽化し品質維持に課題を抱えていること、③内部留保が少なく、新たな投資をする力が不足していること、④消費者ニーズに対応した商品開発力が不足していること、⑤量販店に対する交渉力、営業力が弱く販売力に欠けることなどがあげられる。

このように中小乳業が近年の経済情勢の悪化等で新たな投資を行うことが困難な状況にあることから、施設・設備等の更新のスピードが鈍化している一方、経営環境の悪化等から廃業する乳業者も存在している。

乳業界として、平成32年度を目標とした新たな「酪肉近代化基本方針」の趣旨を踏まえ、乳業工場の再編・合理化等を推進することにより、製造販売

コストの削減に努めるとともに、牛乳・乳製品の製造過程におけるH A C C P手法の導入による衛生管理・品質管理体制の整備強化により、消費者ニーズに対応した安全で高品質な牛乳・乳製品の生産・供給体制の構築が必要である。

乳業の再編・合理化については、個別乳業者による自主的な取組みが基本であり、自ら合理化を進めることが可能な大手乳業者にあつては、国内市場の動向及び生乳の円滑な確保等生産条件を勘案しつつ、これを効率的に推進していくことが肝要である。

一方、資本力と販売力等の面で比較的脆弱な経営体質となっている中小乳業者にあつては、個別企業の努力だけで自らの合理化を効果的に推進することには自ずと限界があると言わざるを得ず、とりわけ、飲用牛乳生産を主体としている中小乳業の一部にあつては、再編・合理化事業を活用して、製造販売コストの低減を図り、併せて衛生面の向上、販売力や技術力、さらには、企業としての信頼を高めていく必要がある。

なお、再編・合理化に当たっては、乳業工場の稼働率や生産性の向上のみならず、ブロック内での生乳生産量・処理能力・消費量のバランス及び物流・配送コストの動向に配慮しつつ推進する必要がある。

また、乳製品工場においても、今後W T O交渉等の進展により見込まれる乳製品関税の大幅削減等輸入圧力の増大は経営の根幹にかかわる大問題であり、現状において老朽化している乳製品工場等を、複数の乳業者の連携により効率的な最新鋭の乳製品工場に再編・合理化する必要がある。

さらに、乳業の再編は、自由で公正な競争原理・市場原理を基本として、乳業者間の合意形成の下で主体性をもって取り組むことが重要である。

## 2 乳業者の連携による合理化の推進

乳業者並びに乳業工場の具体的な連携方策については、(1) 製造、物流等各部門の業務提携（業務受委託を含む。）による事業の共同化、(2) 協同組合の設立等による協業化、(3) 企業の合併等様々な形態が考えられ、連携を進めるに当たっては、地域の実情、乳業者の実態を考慮すべきである。

### (1) 共同化

共同化については、製造設備の稼働率を向上させ製造コストの低減を図るための生産の共同化、生乳及び原材料等の共同購買及び製品の共同配送、開発コストの低減及び開発リスクの分散を図るための共同による新商品開発等が考えられる。これらについては、現在でも一部の乳業者において製造の受委託を通じた共同化が実践されているところである。

## (2) 協業化

協業化は、中小企業が事業協業組合等を設立し、組合員の経営の近代化・合理化等を図るため、生産、購買、配送及び販売等の事業を行うものである。

協業化には協同生産等一部のみを行う一部協業化及び共同工場を設置し、既存の経営者も従業者となって、製品開発から製造販売までを行う全部協業化が考えられる。

協業化について、乳業工場の集約化という観点からみた場合、複数の中小乳業者等が乳業事業の合理化を図ることを目的として事業協業組合を設立した後、自らの乳業工場を廃止し、新たに事業協業組合の下で集約化された乳業工場において生産を継続するという手段が考えられる。

## (3) 企業合併

企業合併は、複数企業が合併し、処理規模の拡大を図ることにより、企業の抱えている問題を解決する方法である。この方法をとる場合には、取引先の販売店等が立地している地域的な広がりを考えて、商品の配送を合理的な範囲で行えるように、また、商品構成や市場シェア等を考慮して無駄な過当競争が避けられ生産性の高い企業として発展できるように、適切に問題を解決する必要がある。

## 3 乳業工場の集約化による生産性の向上

乳業工場の統廃合等を通じた生産の集約化は、施設稼働率の向上、原材料調達効率化、生産ロットの拡大等を図り、工場単位での生産性向上を目指すものである。

乳業工場の集約化を図る手段としては、規模拡大によるコストメリットの程度や市場対応、さらに、企業の投資余力等に応じて様々な取組み方法が考えられるが、乳業工場の再編という観点からみると、(1) 複数工場を有する乳業者が自らの工場を集約化するケース、(2) 既存施設の増設により集約化するケース、(3) 複数乳業者が自らの乳業工場を統廃合して新たな工場を整備するケース等が考えられる。

### (1) 集約化

連携する乳業者が有している乳業工場のうち一工場のみを残し、他の工場は廃棄する。この場合、残った乳業工場に生産を集約することになるので、当該工場での施設稼働率が向上し、生産性が高まる。

### (2) 増設

連携する乳業者が有する既存施設及び設備の有効利用を図ることとし、

既存の一工場に、連携する他の工場から設備等を移設し、なお不足するものについて増設して、他は廃棄する。この場合、(1)と同様に当該工場での施設稼働率が向上し、生産性が高まる。

### (3) 統廃合

連携する乳業者の既存工場を活用するよりも、新工場を設置した方が有利と判断される場合には、新たに工場を建設し、他の既存工場はすべて廃棄する。この場合、効率的な乳業工場による生産性の飛躍的な向上は期待できるものの、一方で相当程度の投資を伴うため、資金調達について十分な検討が必要である。

## 4 牛乳・乳製品の安全性の確保

HACCP手法による衛生管理を早期に導入し、牛乳・乳製品の製造過程に起因する食品事故を未然に防止することは、消費者に対して安全性に対する信頼感を与えるだけでなく、乳業者の経営安定に資することから、今後乳業事業を継続していくには、計画的に目標を設定し、整備していくことが重要である。

HACCPの承認を取得するに当たっては、企業としての目的意識と推進意欲の表明及び従業員に対する教育訓練が重要であるが、中小乳業者の多くは、自社のみでの教育訓練は難しい状況にある。

さらに施設・設備等が老朽化している場合は、承認条件を満たすためにそれらの更新・補修も考慮せざるを得ず、承認を取得するためには他社との連携を視野に入れることも必要である。

また、HACCPは、承認を得て終わるものではなく、承認はHACCP手法による衛生管理の始まりと理解し、承認申請書に記載した計画に基づいて日々の作業を実践・検証することが重要である。

食品衛生法等の改正により、平成15年度からHACCPに更新制が導入されたことから、今後はその認識が益々必要となってくる。

## 第3 飲用牛乳工場における合理化

### 1 飲用牛乳工場を巡る現状

飲用牛乳については、国民食生活において中心的な役割を担っているほか、生乳生産量の約6割が仕向けられていることから、我が国の酪農・乳業にとって極めて重要であるが、飲用牛乳工場数(1日当たり生乳処理量2トン以上)は、毎年緩やかに減少し、平成20年度において239工場となっている。



飲用牛乳を巡る環境は、総人口の減少や少子化等により、牛乳等の消費が減少基調にあること、国際化の進展による輸入乳製品及び乳成分を含む食品等が国内へ流入していること、競合他飲料との競争が強まっていることや、大手量販店のシェア拡大に伴う流通部門の価格支配構造の変化等が起きていることから、一段と厳しさを増している。

一方、我が国の飲用牛乳工場は、地域農業と密接にかかわりながら地域経済の発展とともに成長してきた経緯もあり、欧米諸国に比べ零細規模の工場が多数存立し、特に飲用牛乳充填機の稼働率は、大手乳業が70%弱であるのに対し、中小乳業は50%に満たない水準となっており、これらが製造コストの引上げ要因となっている。

さらに、中小乳業では、後継者が確保できずに経営者の世代交代を迎えるとともに、従業員の高齢化が進んできていることや乳業施設の老朽化に伴い、施設・設備等の更新の必要性に迫られているほか、HACCPへの対応等の問題を抱えている。

特に学校給食用牛乳の供給においては、今後の消費を支える児童・生徒に対して、安全な牛乳を提供する上でも供給事業者のHACCP取得を国の補助事業等と併せて推進していく必要がある。

## 2 飲用牛乳工場の再編方策

以上のような飲用牛乳を巡る厳しい環境の中で、これらの課題を克服し、経営の維持・向上を図るためには、飲用牛乳工場の合理化を効率的かつ着実に推進していく必要がある。

この場合、飲用牛乳工場数の大半を占めるのは中小乳業（1日当たり生乳処理量2～10トン）であることから、今後とも主として中小乳業を対象とした合理化の推進が課題となる。

乳業の合理化は、個別乳業段階における合理化の推進が基本となるが、これは相当程度の経営規模や市場の拡大等を前提とするものであり、中小乳業の経営体力、市場の成熟、企業間の競争激化等の実情から判断すれば、現実問題として個々の企業努力のみでは限界のある場合が生じてきている。

これらの問題に対する現実的な方策として、今後急がれることは、乳業事業等において共同化、協業化、合併等のできるころはこれを積極的に進め、乳業としての体質強化と経営の合理化を推進することである。

乳業の連携は、地域の実情、各企業の実態に応じて、あらゆる形態を考慮して進めるべきであり、最終的には、企業の合併等を目標とする場合であっても、そこに至るまでのステップは地域や企業の状況を的確に判断して、段

階的に行っていくことも必要である。

連携の組合せとしては、地域の実情に応じて連携効果の大きいものが選択されることとなるが、この場合、生乳取引の広域化・ブロック化及び商品の広域流通等も念頭に入れて、同一県域内にとらわれず、県境を越えた連携も考えていかなければならない。

また、連携の相手方としては、大手、中小、農協系、商系乳業者の区別なく、地域の実情及び個々の乳業者の実態等を勘案し柔軟に対応することが重要である。

さらに、連携は、企業そのものの将来方向を決定する重要な問題であることから、実行に当たっては関係者間の自主的かつ十分な話し合いを基礎として合意形成を図っていくことが重要である。

### 3 飲用牛乳工場の整備に当たり考慮すべき事項

飲用牛乳工場を整備する場合には、原材料の調達から工場自体の生産計画、さらに商品の販売展開等一連の流れの中で合理性・費用対効果を追求することが必要である。

例えば、規模拡大を伴う飲用牛乳工場を新設する場合には、工場規模の拡大によるコストメリットを確実なものとする必要があるが、その際、製造コストの低減によるメリットのほかリードタイムや物流量に応じた物流コストの低減をいかに図るかが重要となる。

また、大手量販店等をはじめとする流通の広域化が進み物流システムが変化する中であって、乳業としても、商品の多品目化、高度化等の市場の要請、並びに酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態に的確に対応できる体制を整備していかななくてはならない。

さらに、流通・販売エリアでみれば消費地に隣接することが効率的であるが、一方で交通アクセスの問題、地下水の確保や汚水処理、地球温暖化等の環境問題を解決する必要がある。

### 4 流通及びマーケティングへの対応

飲用牛乳等の流通構造の変化に的確に対応するためには、販売管理の徹底、営業力の強化等と併せて、個々の経営規模、経営環境を考慮の上、量販店、学校給食、家庭宅配等、各チャネル間のバランスのとれた販売構成とすることが重要である。

特に、中小乳業にあっては、量販店等の全国的なチェーン化に対応するため、生産及び配送の共同化、協業化を推進することが重要である。

## 第4 乳製品工場における合理化

### 1 乳製品工場を巡る現状

我が国の乳製品生産には、生乳生産量の5割近くが仕向けられている。平成20年度における乳製品の製造を主体とする乳業工場数（1日当たり生乳処理量20トン以上）は42工場であり、そのうち、主要乳製品であるバター及び脱脂粉乳を製造する工場は、その半数程度である。

1日当たり生乳処理量40トン以上の乳製品工場のほとんどは北海道に立地し、主に大手乳業の乳製品工場である。一方、都府県の乳製品工場は小規模で、近年、施設の老朽化が進んでいるものが多数見られる。

生産の多くを担っているのは、北海道の大規模な乳製品工場である。都府県の乳製品工場は、自社内需要及び一部固定的需要者に対する乳製品の生産のほか、生乳の需給調整的な役割が主体であり、飲用牛乳向け生乳の余剰を調整する役割が大きくなっている。

また、脱脂粉乳、バターの過剰在庫等の需給問題に加え、今後、国産品との品質格差が小さく、価格面で優位性のある外国産の脱脂粉乳、バター等乳製品の輸入圧力の増大が想定される。

### 2 再編・合理化に当たり考慮すべき事項

このような事情を背景として、国産乳製品の需要の維持・拡大を図るためには、乳製品の製造コストの低減を図り、国際競争力のある市場価格を実現するとともに、北海道において大手乳業者が複数のチーズ工場や液状乳製品工場を新增設したように、輸入品との競合度合いが小さい液状乳製品や今後消費が期待されるチーズ等の需要を拡大することが重要な課題となっている。一方、脱脂粉乳、バターの製造工場は建設年次が古いものが多く、工場の再編を含め生産性の高い設備等への投資を検討することが必要である。

その際、設備投資が大型となる乳製品工場にあっては、生産目標数量及び将来見通される価格、特に、乳業にとっては生乳価格が乳製品価格決定の基本的な要素となることから、それらを想定した総合的な計画を構築し、これに基づいて合理化を進めることが基本となる。

都府県の乳製品工場は、飲用牛乳向け余剰生乳の処理を目的とした乳製品生産が主体であるため、季節的な操業等非効率的な生産をせざるを得ず、コスト的にも割高となっているが、都府県の生乳生産基盤の維持には必要不可欠であり、需給調整の責任を明確にした上、生乳生産者団体と関係乳業者が協調して、乳製品工場の機能の明確化を図っていくことが重要である。

## 第5 乳業の再編・合理化を進めるに当たって

### 1 国の支援策の有効活用

乳業再編を円滑に進めるに当たっては、乳業再編整備等対策事業等の補助事業、日本政策金融公庫の乳業施設資金等の融資制度、産業活力再生特別措置法の特例措置、企業組織再編税制等、乳業の再編・合理化に利用し得る支援策を有効かつ積極的に活用することが必要である。

### 2 行政の指導

乳業の再編・合理化は、乳業者による自主的な取組みが基本であり、これを効率的に推進するためには、国及び地方公共団体の積極的かつ適切な指導・助言が必要である。

### 3 乳業の再編・合理化の目標とする期間

乳業の再編・合理化は、中長期的な牛乳・乳製品の消費動向の検討、当事者間の合意形成、新たな乳業工場の整備等に多額の投資と相当の期間を要するが、経済性を含めた将来ビジョンが合意されれば、新たな「酪肉近代化基本方針」に即し、可能な限り乳業再編整備等対策事業等を積極的に活用することを考慮しながら、平成32年度までに計画的に行うことが必要である。

## 第6 乳業再編全国協議会の役割

乳業再編全国協議会は、安全で消費者の信頼が確保された国産牛乳・乳製品の安定供給につながるよう、我が国乳業の再編・合理化を促進するため、以下の事業を実施することとする。

- 1 酪肉近代化基本方針に即した「乳業再編全国ビジョン」の策定
- 2 地域ブロック協議会への参画
- 3 乳業再編・合理化を巡る諸課題の検討
- 4 乳業再編全国ビジョンの具体化に向けた調整
- 5 乳業関係団体等への普及・啓発・指導
- 6 その他

以上

(参考)

## 酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針 ～抜粋～

### 第4 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する基本的な事項

#### 1 集送乳及び乳業の合理化に関する基本的な事項

##### (1) 生乳の計画的かつ安定的な供給及び集送乳等の合理化

###### ① 現状

生乳需給及び酪農経営の安定を図るため、生産者団体は、自主的な取組として、需給見通しに基づく生乳の計画生産を実施している。また、近年における生乳需要の大幅な変動や安定的な生産基盤の確保の必要性等を背景に中長期的な生乳需給の安定化策を求める声もある。

一方、計画生産の実施主体である指定生乳生産者団体に関しては、平成12年度以降、都府県において広域化された後も、一部の農業協同組合連合会や単位農協等が集送乳業務等を行っているなど、完全には指定生乳生産者団体に一元化されていない状況となっている。

###### ② 方向性

今後も、生産者団体による計画生産の円滑な実施を通じ、需要に応じた生産を推進していく必要がある。この場合、中長期的な需給変動にも対応し得る計画生産のあり方や需給調整手法等について、引き続き検討していくことが重要である。

生乳流通の合理化に当たっては、更なる農業協同組合連合会・単位農協等の再編整備を促すとともに、指定生乳生産者団体による貯乳施設の再編整備等により、集送乳業務の指定生乳生産者団体への集約・一元化を進めるなど、指定生乳生産者団体の一層の機能強化を図ることが重要である。

こうした取組により、酪農経営から乳業工場までの集送乳の更なる合理化を推進することとし、このための生乳流通コストに関する目標を設定する。

###### ○ 集送乳等経費の目標

	目標（平成32年度）
集送乳等経費	現状の7～9割

- 注：1 集送乳等経費とは、各指定生乳生産者団体における集送乳経費、販売手数料、クーラーステーション管理経費、検査手数料等に係る経費の合計をいい、各種対策経費、賦課金等は含まない。
- 2 集送乳等経費の水準は、単位距離当たりの輸送費等指定生乳生産者団体外部の要因によっても変動するため、これを指定生乳生産者団体が自主的に取り組んだ合理化の成果指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、このような外部要因の影響をできる限り排除する必要がある。
- 3 上記の理由から、ここでは現状に対する比率のみを目標として明示している。なお、指定生乳生産者団体における平成19年度の集送乳等経費は、5～11円/kg程度となっている（農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課調査から推計）。

この場合、生産者が農業協同組合連合会・単位農協等を通じて指定生乳生産者団体に生乳の販売を委託する現在の取引方法について、一層の合理化・簡素化の方策につき検討する。さらに、酪農の6次産業化を推進するに当たって、生産者の創意工夫をより活かすために必要な仕組みについて検討する。

併せて、生乳受託販売の公正性及び透明性を一層確保するための取組も推進する。

## （2）乳業の合理化

### ① 現状

乳業工場の再編・合理化については、乳業者が近年の経済情勢の悪化等から再編に伴う新たな投資を行うことに躊躇していることから、スピードが鈍化している。

一方、経営規模の小さい中小乳業（1日当たり生乳処理量2～10トン程度）では、経営環境の悪化等から廃業する乳業者も存在している。

牛乳・乳製品の製造販売コストについては、乳業工場の再編・合理化による生産体制の整備や稼働率の向上等が進まないことから、コスト低減も進まない状況にある。

### ② 方向性

乳業工場の再編・合理化は、酪農経営の安定や、安全で消費者の信頼が確保された国産牛乳・乳製品の安定供給につながることから、酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態に対応した流通体制の構築に配慮しつつ、今後も推進していくことが必要である。また、稼働率の低い乳業工

場の廃止・再編統合を計画的に進め、近代的な施設による効率的な生産活動を行う乳業者を育成する必要がある。

このため、乳業工場の計画的な再編・合理化による製造販売コストの低減を推進することとし、乳業工場における牛乳・乳製品に係る製造販売コストや乳業工場数に関する目標を設定する。

○ 製造販売コストの目標（1日当たり生乳処理量2トン以上の工場）

区分	目標（平成32年度）
原料用バター 脱脂粉乳 飲用牛乳	現状の8割程度

注：製造販売コストの水準は、資材価格等乳業の経営外部要因によっても大きく

変動するため、これを乳業が主体的に取り組んだ合理化の成果の指標として利用するに当たっては、調査結果から直接得られる値を必要に応じて補正し、こうした外部要因の影響をできる限り排除する必要があるため、目標値は現状に対する比率のみ明示している。

なお、平成20年度製造販売経費は、

原料用バター：175円/kg程度

脱脂粉乳：2,358円/25kg程度

飲用牛乳：46円/リットル程度

となっている（原料乳代、一般管理費及び支払利子は除く。農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課調査から推計）。

○ 牛乳・乳製品工場数の目標（1日当たり生乳処理量2トン以上）

区分	現状（平成20年度）	目標（平成32年度）
乳製品工場数	42	現状の8～9割
飲用牛乳工場数	239	現状の8割程度
全体工場数	281	現状の8割程度

(3) 牛乳・乳製品の安全性の確保

① 現状

牛乳・乳製品製造工場におけるHACCP対応工場数については、乳業者が経営環境の悪化等からHACCP取得に係る新たな投資を控えていることから、増加していない。

## ② 方向性

牛乳・乳製品の製造過程に起因する食品事故を未然に防止することは、消費者に対して安全性に対する信頼感を与えるだけでなく、乳業メーカーの経営安定にも資することから、飲用牛乳工場及び脱脂粉乳の製造を行う乳業工場について、HACCP手法の普及目標を設定する。また、今後ともHACCP手法を導入した高度な衛生管理水準を備えた乳業工場の整備を推進していく取組を継続するものとする。

- 飲用牛乳工場数に占めるHACCP対応工場数の目標（1日当たり生乳処理量2トン以上の工場）

	現状（平成19年度）	目標（平成32年度）
飲用牛乳工場数に占めるHACCP対応工場数の割合	65%	9割以上

注：HACCPとは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める総合衛生管理製造過程をいう。

- 脱脂粉乳を製造する乳業工場数に占めるHACCP対応工場数の目標（1日当たり生乳処理量20トン以上の工場）

	目標（平成32年度）
脱脂粉乳を製造する乳業工場数に占めるHACCP対応工場数の割合	8割以上





乳業再編全国協議会

事務局 社団法人 日本乳業協会

〒102-0073

東京都千代田区九段北 1-14-19 乳業会館

TEL 03-3261-9163

FAX 03-3261-9175